

Ⅶ 市町保健師への支援

保健師活動指針では、都道府県保健所等に所属する保健師による市町への支援方針が変化してきている。

本県は、全国でも早くから市町への権限移譲を進め、また、市町合併が他県よりも進んでおり、一つひとつの市・町の規模が大きく、市町保健師との関係が希薄になっている。

しかし、県全体で健康な地域づくりを目指すには、各市町の状況に応じて市町保健師を支援していく必要があり、特に以下の２点を通じた支援とそれに対応できる県保健師の能力開発を進める。

○ 平成 15 年活動指針

「市町村の求めに応じて、広域的及び専門的な立場から、技術的な助言及び支援並びに連絡調整に努めること」

○ 平成 25 年活動指針

「市町村に対しては、広域的及び専門的な立場から、技術的な助言、支援及び連絡調整を積極的に行うよう努めること」

1 地域包括ケアシステム構築に向けた市町保健師への支援

現在、地域における医療及び介護の総合的な確保を図るための取組が推進されている。今後は、地域完結型の医療が不可欠であり、そのためには在宅医療を含めた「切れ目のない支援」が必要と示されている。一方で、保健師は「健康」を切り口としたアプローチにより、生活習慣病の発症及び重症化、周囲からの孤立による孤立死など、深刻な事態となって顕在化する前の段階から「予防的介入」をすることが重要である。

市町には従来の介護保険事業計画に在宅医療の推進等、医療等の視点も加えた市町計画の策定、つまり介護保険の区分や疾病の枠組みを超えてすべての住民が地域・生活の場で自分らしく暮らし続けるためのシステム構築が求められてきている。

顕在、潜在の両面から地域の現状と健康課題を明らかにし、関係機関と連携し、課題を共有し、医療と看護・介護の多職種をつなぎ、地域に見合った在宅医療の推進、地域包括ケアシステム構築のための市町計画を作成し、推進するには保健師の参画が不可欠である。

これまで市町保健師は、医療計画の策定をはじめ医療整備等には携わってきておらず、また、各医療圏は市町単位を超えてより広域であることから、真に住民の健康課題、実態に基づいた地域包括ケアの推進体制を構築するには、県保健師の役割が重要であり、それに向けた能力開発を進める。

2 市町保健師の人材育成への支援

県内市町においては、退職者の増加により、保健師の新規採用が増加しており、広島県同様に年齢構成の偏りがみられる市町も多い。また、各市町の規模や体制にもよるが、業務の多様性から分散配置が進んでおり、特に支所を持っている市においては、すべての保健業務を理解した上で住民サービスを行うことができる経験豊富な保健師は支所に配属され、本所に新任期の保健師が配属されることが一般的となってきている。本所には事務的な仕事が多く、また、権限移譲により、市町の事務量が増加している現状もあり、保健師活動の現場での継続した人

材育成が困難になってきている。

さらに、技術の伝承、現任教育の必要性を強く感じながらも、小規模市町においては、数年に1人採用される保健師の人材育成プログラムを市町が単独で作成するのは現実的ではなく、県に対して保健師の人材育成を要望する市町が多い。

そこで、県（地域包括ケア・高齢者支援課）において企画・実施する階層別の研修の対象を市町にも広げるとともに、保健所（支所）において、管理監督者（保健師）もしくは上席保健師は、管轄市町の保健師全体の体制について把握し、現任教育の支援をする。また、現任教育担当者を中心に管内の地域の特性や専門的な実践能力の課題を踏まえた研修を市町の保健師を対象として企画・実施・評価する。